

議案第 1 号

令和 8 年 度

久慈市一般会計補正予算

(第 4 号)

令和 8 年度久慈市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度久慈市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,414,054千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,857,049千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日提出

岩手県久慈市長 中 平 均

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10 地方交付税		6,959,975	239,653	7,199,628
	1 地方交付税	6,959,975	239,653	7,199,628
14 国庫支出金		4,798,760	93,815	4,892,575
	2 国庫補助金	2,468,538	93,815	2,562,353
15 県支出金		1,589,370	57	1,589,427
	2 県補助金	650,839	57	650,896
16 財産収入		42,386	3,212	45,598
	2 財産売払収入	20,003	3,212	23,215
17 寄附金		206,000	3,500	209,500
	1 寄附金	206,000	3,500	209,500
19 繰越金		100,000	948,817	1,048,817
	1 繰越金	100,000	948,817	1,048,817
21 市債		1,931,100	125,000	2,056,100
	1 市債	1,931,100	125,000	2,056,100
歳入合計		22,442,995	1,414,054	23,857,049

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 3,558,543	千円 807,227	千円 4,365,770
	1 総務管理費	3,174,936	814,499	3,989,435
	2 徴税費	217,914	0	217,914
	3 戸籍住民基本台帳費	111,753	7,367	104,386
	5 統計調査費	9,105	95	9,200
3 民生費		6,839,480	1,974	6,841,454
	1 社会福祉費	3,177,151	376	3,177,527
	2 児童福祉費	2,956,795	50	2,956,845
	3 生活保護費	705,534	1,548	707,082
4 衛生費		1,286,183	126,476	1,412,659
	1 保健衛生費	613,837	119,634	733,471
	2 清掃費	672,346	6,842	679,188
5 労働費		36,986	165	37,151
	1 労働諸費	36,986	165	37,151
6 農林水産業費		957,103	46,979	1,004,082
	1 農業費	260,507	0	260,507
	2 林業費	434,578	5,436	440,014
	3 水産業費	262,018	41,543	303,561
7 商工費		868,224	17,470	885,694
	1 商工費	868,224	17,470	885,694
8 土木費		1,962,762	171,173	2,133,935
	2 道路橋梁費	1,535,396	25,189	1,510,207
	5 都市計画費	345,301	196,362	541,663
	6 住宅費	37,407	0	37,407
9 消防費		1,028,639	2,049	1,026,590
	1 消防費	1,028,639	2,049	1,026,590
10 教育費		3,232,607	244,639	3,477,246
	1 教育総務費	295,825	2,236	298,061
	2 小学校費	1,636,171	248,462	1,884,633
	4 社会教育費	419,973	2,330	417,643

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5 保健体育費	千円 552,908	千円 3,729	千円 549,179
歳 出	合 計	22,442,995	1,414,054	23,857,049

第2表 地方債補正

(1) 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
税務システム改修事業	千円 3,900	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(2) 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
路線バス運行事業	千円 10,300	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路整備事業	522,300	同 上	同 上	同 上
学校教育施設等整備事業	1,039,300	同 上	同 上	同 上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 11,600	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
499,100	同 上	同 上	同 上
1,182,300	同 上	同 上	同 上

一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
10 地方交付税	6,959,975	239,653	7,199,628
14 国庫支出金	4,798,760	93,815	4,892,575
15 県支出金	1,589,370	57	1,589,427
16 財産収入	42,386	3,212	45,598
17 寄附金	206,000	3,500	209,500
19 繰越金	100,000	948,817	1,048,817
21 市債	1,931,100	125,000	2,056,100
歳入合計	22,442,995	1,414,054	23,857,049

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,558,543	807,227	4,365,770
3 民生費	6,839,480	1,974	6,841,454
4 衛生費	1,286,183	126,476	1,412,659
5 労働費	36,986	165	37,151
6 農林水産業費	957,103	46,979	1,004,082
7 商工費	868,224	17,470	885,694
8 土木費	1,962,762	171,173	2,133,935
9 消防費	1,028,639	△2,049	1,026,590
10 教育費	3,232,607	244,639	3,477,246
歳 出 合 計	22,442,995	1,414,054	23,857,049

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
117	5,200		801,910
		2,500	△526
			126,476
57			108
		3,212	43,767
		2,000	15,470
△31,356	△23,200		225,729
			△2,049
125,054	143,000		△23,415
93,872	125,000	7,712	1,187,470

2 歳 入

10款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	6,959,975	239,653	7,199,628
計	6,959,975	239,653	7,199,628

14款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費補助金	1,176,619	19,866	1,196,485
4 土木費補助金	640,479	△31,356	609,123
5 教育費補助金	396,248	105,305	501,553
計	2,468,538	93,815	2,562,353

15款 県支出金

2 項 県補助金

4 労働費補助金	857	57	914
計	650,839	57	650,896

16款 財産収入

2 項 財産売却収入

1 不動産売却収入	20,001	3,212	23,213
計	20,003	3,212	23,215

17款 寄附金

1 項 寄附金

2 総務費寄附金	5,000	3,500	8,500
計	206,000	3,500	209,500

19款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	100,000	948,817	1,048,817
計	100,000	948,817	1,048,817

21款 市債

1 項 市債

1 総務債	78,200	5,200	83,400
6 土木債	587,200	△23,200	564,000
8 教育債	1,060,300	143,000	1,203,300
計	1,931,100	125,000	2,056,100

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 地方交付税	239,653	普通交付税 239,653

1 電子自治体	117	個人番号カード交付事業	117
2 地域活性化	19,749	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	19,749
1 土木	△31,356	社会資本整備総合交付金（道路新設改良事業）	△12,480
		無電柱化推進事業費補助	△15,444
		道路交通安全施設等整備事業費補助	△3,432
5 学校施設	105,305	学校施設整備事業	16,765
		社会資本整備総合交付金（緊急避難施設）	88,540

1 労働諸費	57	移住支援事業費補助金	57

2 立木売却収入	3,212	立木売却収入	3,212

1 総務費寄附金	3,500	企業版ふるさと納税寄附金	3,500

1 繰越金	948,817	前年度繰越金	948,817

1 通学支援	1,300	路線バス運行事業債	1,300
2 総務管理	3,900	税務システム改修事業債	3,900
1 道路橋梁	△23,200	道路整備事業債	△23,200
1 学校教育施設	143,000	学校教育施設等整備事業債	143,000

10款 地方交付税 14款 国庫支出金 15款 県支出金 16款 財産収入
17款 寄附金 19款 繰越金 21款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,074,868	8,697	1,083,565				8,697
5 財産管理費	183,425	807,235	990,660				807,235
6 企画費	1,568,596	4,452	1,573,048		1,300		3,152
7 市民センター費	252,321	△5,885	246,436				△5,885
計	3,174,936	814,499	3,989,435		1,300		813,199

2 款 総務費

2 項 徴税費

2 賦課徴収費	64,259	0	64,259		3,900		△3,900
計	217,914	0	217,914		3,900		△3,900

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	111,753	△7,367	104,386	117			△7,484
計	111,753	△7,367	104,386	117			△7,484

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	9,541	特別職報酬等審議会委員報酬	31
2 給料	△11,439	職員給与費	△17,359
3 職員手当等	△2,371	産休、病休代替等会計年度任用職員給与費	16,270
4 共済費	3,211	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金	9,755
22 償還金、利 子及び割引 料	9,755		
24 積立金	807,235	財政調整基金積立金	567,582
		市債管理基金積立金	239,653
7 報償費	9	路線バス運行事業費	
8 旅費	59	(財源更正)	1,300
10 需用費	3,854	夢ネット事業費	2,596
11 役務費	△69	ブロードバンド基盤整備事業費	1,616
13 使用料及び 賃借料	△407	地域おこし協力隊設置経費	240
15 原材料費	601		
17 備品購入費	50		
18 負担金、補 助及び交付 金	355		
1 報酬	△112	職員給与費	△5,885
2 給料	△1,780	市民センター事業費	
3 職員手当等	△2,272	(組替)	112
4 共済費	△1,721		

		市県民税等賦課経費 (財源更正)	3,900
--	--	---------------------	-------

2 給料	△3,478	職員給与費	△7,484
3 職員手当等	△2,285	個人番号カード等事務経費	117
4 共済費	△1,721		
12 委託料	117		

2 款 総務費

5 項 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 統計調査総務費	6,848	95	6,943				95
計	9,105	95	9,200				95

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,790,474	288	1,790,762			2,500	△2,212
2 老人福祉費	1,375,719	88	1,375,807				88
計	3,177,151	376	3,177,527			2,500	△2,124

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	571,961	0	571,961				
3 児童福祉施設費	129,336	50	129,386				50
計	2,956,795	50	2,956,845				50

3 款 民生費

3 項 生活保護費

1 生活保護総務費	62,494	1,548	64,042				1,548
計	705,534	1,548	707,082				1,548

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	406,350	119,634	525,984				119,634
計	613,837	119,634	733,471				119,634

4 款 衛生費

2 項 清掃費

1 清掃総務費	672,346	6,842	679,188				6,842
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	3	職員給与費	95
4 共済費	92		

7 報償費	△118	子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付事業費 (財源更正)	2,500
8 旅費	26		
10 需用費	380		
		福祉の村維持管理費	380
		地域福祉推進事業費	△92
7 報償費	△96	敬老事業経費 高齢者福祉計画策定事業費	△203
8 旅費	23		
18 負担金、補助及び交付金	161		

3 職員手当等	△55	代替保育士等会計年度任用職員給与費 (組替)	55
8 旅費	55		
1 報酬	48	児童館運営費	50
8 旅費	2		

2 給料	262	職員給与費	1,548
3 職員手当等	1,286		

18 負担金、補助及び交付金	11,451	水道事業会計補助金 水道事業会計出資金	11,451
23 投資及び出資金	108,183		108,183

2 給料	3,930	職員給与費	6,842
3 職員手当等	1,477		

2 款 総務費 3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費
2 項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	672,346	6,842	679,188				6,842

5 款 労働費
1 項 労働諸費

1 労働諸費	36,986	165	37,151	57			108
計	36,986	165	37,151	57			108

6 款 農林水産業費
1 項 農業費

1 農業委員会費	18,846	0	18,846				
計	260,507	0	260,507				

6 款 農林水産業費
2 項 林業費

1 林業総務費	44,035	2,224	46,259				2,224
2 林業振興費	390,543	3,212	393,755			3,212	
計	434,578	5,436	440,014			3,212	2,224

6 款 農林水産業費
3 項 水産業費

1 水産業総務費	114,344	41,543	155,887				41,543
3 漁港管理費	5,288	0	5,288				
4 漁港建設費	132,407	0	132,407				
計	262,018	41,543	303,561				41,543

7 款 商工費
1 項 商工費

1 商工総務費	218,578	16,470	235,048				16,470
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
4 共済費	1,435	

4 共済費	89	職員給与費	89
18 負担金、補助及び交付金	76	久慈市移住支援事業費補助金	76

10 需用費	17	農業委員会活動費	△17
11 役務費	△17	機構集積支援事業費	17

1 報酬	1,960	職員給与費	264
3 職員手当等	264	有害鳥獣捕獲事務経費	1,960
12 委託料	△3,586	森林整備事業費	236
14 工事請負費	236	森林環境整備事業費	△3,586
18 負担金、補助及び交付金	6,562	部分林分収交付金	3,212
		森林資源活用・生業定着支援事業費補助金	3,350

18 負担金、補助及び交付金	41,543	下水道事業会計補助金	41,543
10 需用費	407	漁港維持管理費	△407
14 工事請負費	△407	漁村緑地広場維持管理費	407
12 委託料	△1,959	漁港整備事業費〔補助〕	
14 工事請負費	1,959	（組替）	2,002
		漁港整備事業費〔単独〕	
		（組替）	43

2 給料	10,179	職員給与費	16,470
------	--------	-------	--------

4 款 衛生費 5 款 労働費 6 款 農林水産業費 7 款 商工費

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 観光費	221,383	1,000	222,383			2,000	△1,000
計	868,224	17,470	885,694			2,000	15,470

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

1 道路橋梁総務費	158,548	△7,484	151,064				△7,484
2 道路維持費	1,159,684	34,295	1,193,979		△5,200		39,495
3 道路新設改良費	217,164	△52,000	165,164	△31,356	△18,000		△2,644
計	1,535,396	△25,189	1,510,207	△31,356	△23,200		29,367

8 款 土木費

5 項 都市計画費

1 都市計画総務費	49,817	1,716	51,533				1,716
3 公共下水道費	257,667	194,646	452,313				194,646
計	345,301	196,362	541,663				196,362

8 款 土木費

6 項 住宅費

1 住宅管理費	37,407	0	37,407				
計	37,407	0	37,407				

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
3 職員手当等	5,019	
4 共済費	1,272	
10 需用費	910	日本一の白樺美林「白樺再生」事業費 (財源更正) 闘牛振興事業費
12 委託料	45	
15 原材料費	45	
		1,000
		1,000

2 給料	△3,478	職員給与費	△7,484
3 職員手当等	△2,285		
4 共済費	△1,721		
10 需用費	4,277		
11 役務費	25	道路維持補修経費	34,295
12 委託料	2,147		
13 使用料及び賃借料	33,006		
14 工事請負費	△5,250		
17 備品購入費	90		
11 役務費	5	道路新設改良事業費〔補助〕 道路新設改良事業費〔単独〕	△57,000 5,000
12 委託料	△3,000		
14 工事請負費	△54,000		
21 補償、補填及び賠償金	5,000		
26 公課費	△5		

2 給料	1,112	職員給与費	1,716
3 職員手当等	604		
18 負担金、補助及び交付金	194,646	下水道事業会計補助金	194,646

10 需用費	246	污水处理施設維持管理費 (組替)	246
12 委託料	△246		

7 款 商工費 8 款 土木費

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 消防総務費	757,440	△3,000	754,440				△3,000
3 消防施設費	102,590	951	103,541				951
5 災害対策費	58,790	0	58,790				
計	1,028,639	△2,049	1,026,590				△2,049

10 款 教育費

1 項 教育総務費

2 事務局費	262,919	2,236	265,155				2,236
5 教育研究指導費	27,060	0	27,060				
計	295,825	2,236	298,061				2,236

10 款 教育費

2 項 小学校費

1 学校管理費	188,355	242	188,597				242
3 学校建設費	1,254,302	248,220	1,502,522	105,305	143,000		△85
計	1,636,171	248,462	1,884,633	105,305	143,000		157

10 款 教育費

4 項 社会教育費

1 社会教育総務費	134,820	△5,384	129,436				△5,384
2 図書館費	68,415	84	68,499				84
4 三船十段記念館費	23,377	2,970	26,347				2,970
計	419,973	△2,330	417,643				△2,330

10 款 教育費

5 項 保健体育費

1 保健体育総務費	53,871	△5,230	48,641				△5,230
3 学校給食費	378,812	1,501	380,313	19,749			△18,248
計	552,908	△3,729	549,179	19,749			△23,478

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	△3,000	職員給与費	△3,000
12 委託料	951	消防屯所整備事業費	951
10 需用費	△13	災害対策事業費	
26 公課費	13	(組替)	13

2 給料	2,236	職員給与費	2,236
3 職員手当等	112	小・中学校音楽発表会実施事業費	
13 使用料及び 賃借料	△112	(組替)	112

4 共済費	242	職員給与費	242
10 需用費	1,376	学校維持補修経費	
12 委託料	△1,376	(組替)	1,376
11 役務費	417	久慈湊小学校移転改築事業費	248,220
12 委託料	15,124	久慈湊小学校移転改築事業費〔債務負担〕	
14 工事請負費	232,679	(財源更正)	24,648

2 給料	△3,000	職員給与費	△5,384
3 職員手当等	△2,384		
3 職員手当等	84	図書館運営管理費	84
10 需用費	2,970	三船十段記念館運営管理費	2,970

2 給料	△3,317	職員給与費	△5,230
3 職員手当等	△1,382		
4 共済費	△531		
2 給料	862	職員給与費	1,501
3 職員手当等	363	学校給食センター運営管理費	
4 共済費	276	(財源更正)	19,749

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		24, 516	8, 107 (3. 45)	255	138	33, 016	8, 949	41, 965	
	議 員	20	74, 052		24, 484 (3. 45)			98, 536	18, 116	116, 652	
	その他の 特別職	1, 362	108, 807					108, 807		108, 807	
	計	1, 385	182, 859	24, 516	32, 591	255	138	240, 359	27, 065	267, 424	
補正前	長 等	3		24, 516	8, 107 (3. 45)	255	138	33, 016	8, 949	41, 965	
	議 員	20	74, 052		24, 484 (3. 45)			98, 536	18, 116	116, 652	
	その他の 特別職	1, 358	106, 768					106, 768		106, 768	
	計	1, 381	180, 820	24, 516	32, 591	255	138	238, 320	27, 065	265, 385	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特別職	4	2, 039					2, 039		2, 039	
	計	4	2, 039					2, 039		2, 039	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(262) 314	348,389	1,419,305	903,440	2,671,134	724,090	3,395,224	
補正前	(259) 320	338,991	1,430,213	907,265	2,676,469	723,167	3,399,636	
比 較	(3) △6	9,398	△ 10,908	△ 3,825	△ 5,335	923	△ 4,412	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後	38,838	22,279	1,166	366	19,533	70,664
	補正前	40,338	22,213	1,166	366	19,707	70,495
	比 較	△ 1,500	66			△ 174	169
	区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
	補正後	29,750		22,324	697,332	1,188	
	補正前	29,750		22,522	699,520	1,188	
	比 較			△ 198	△ 2,188		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(2) 307		1,266,301	709,208	1,975,509	600,189	2,575,698	
補正前	(3) 313		1,277,209	716,835	1,994,044	602,477	2,596,521	
比 較	(△1) △6		△ 10,908	△ 7,627	△ 18,535	△ 2,288	△ 20,823	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたもの。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後	38,838	15,143	1,166	366	19,533	58,901
	補正前	40,338	15,161	1,166	366	19,707	58,901
	比 較	△ 1,500	△ 18			△ 174	
	区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
	補正後	29,750		22,324	521,999	1,188	
	補正前	29,750		22,522	527,736	1,188	
	比 較			△ 198	△ 5,737		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(260) 7	348,389	153,004	194,232	695,625	123,901	819,526	
補正前	(256) 7	338,991	153,004	190,430	682,425	120,690	803,115	
比 較	(4)	9,398		3,802	13,200	3,211	16,411	

備考 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

職員手当 の 内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)
	補正後	7,136			11,763	175,333
	補正前	7,052			11,594	171,784
	比 較	84			169	3,549

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	9,398	その他の 増減分	9,398	○実績見込みによる増	
給 料	△ 10,908	その他の 増減分	△ 10,908	○実績見込みによる減	
職員手当	△ 3,825	その他の 増減分	△ 3,825	○実績見込みによる減	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 10,908	その他の 増減分	△ 10,908	○実績見込みによる減	
職員手当	△ 7,627	その他の 増減分	△ 7,627	○実績見込みによる減	

イ 会計年度任用職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	9,398	その他の 増減分	9,398	○実績見込みによる増	
職員手当	3,802	その他の 増減分	3,802	○実績見込みによる増	

地 方 債 の 前 年 度 末 に お け る 現 在 高 及 び
当 該 年 度 末 に お け る 現 在 高 の 見 込 み に 関 す る 調 書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
	千円	千円	千円	千円
1 総務債	1,544,941	83,400	149,502	1,478,839
2 民生債	33,905	43,700	30,266	47,339
3 衛生債	1,273,912	27,000	127,894	1,173,018
4 労働債	1,100			1,100
5 農林水産業債	1,373,299	85,200	196,099	1,262,400
6 商工債	1,533,655	18,200	147,641	1,404,214
7 土木債	2,807,238	564,000	392,782	2,978,456
8 消防債	159,058	31,300	36,949	153,409
9 教育債	3,221,379	1,203,300	193,473	4,231,206
10 災害復旧債	2,614,850		395,227	2,219,623
11 減収補てん債	34,315		2,278	32,037
12 住民税等減税補てん債	1,533		1,533	
13 臨時財政対策債	4,923,475		577,496	4,345,979
合 計	19,522,660	2,056,100	2,251,140	19,327,620

議案第 2 号

令和 8 年 度

久 慈 市 魚 市 場 事 業
特 別 会 計 補 正 予 算

(第 1 号)

令和 8 年度久慈市魚市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度久慈市の魚市場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,149千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日提出

岩手県久慈市長 中 平 均

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸収入		千円 1	千円 47	千円 48
	1 雑入	1	47	48
歳 入 合 計		17,102	47	17,149

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 9,193	千円 47	千円 9,240
	1 総務管理費	9,193	47	9,240
歳 出 合 計		17,102	47	17,149

魚市場事業特別会計
補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
5 諸収入	千円 1	千円 47	千円 48
歳入合計	17,102	47	17,149

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	千円 9,193	千円 47	千円 9,240
歳 出 合 計	17,102	47	17,149

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			47
			47

2 歳 入

5 款 諸収入

1 項 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑入	千円 1	千円 47	千円 48
計	1	47	48

節		説	明
区	分		
	金 額		
	千円		千円
1 雑入	47	雑入	47
		雑入	

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	9,193	47	9,240				47
計	9,193	47	9,240				47

節		説 明
区 分	金 額	
4 共済費	千円 47	職員給与費 千円 47

補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	() 1		2,341	1,258	3,599	1,158	4,757	
補正前	() 1		2,341	1,258	3,599	1,111	4,710	
比 較	()					47	47	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員。

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後	108	24				150
	補正前	108	24				150
	比 較						
	区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
	補正後				976		
	補正前				976		
	比 較						

議案第 3 号

令和 8 年 度

久慈市水道事業会計
補 正 予 算

(第 1 号)

令和8年度久慈市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度久慈市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和8年度久慈市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額の一部を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第1款	水道事業収益	874,133千円	11,451千円	885,584千円
第2項	営業外収益	153,586千円	11,451千円	165,037千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額567,714千円」を「不足する額459,531千円」に、「過年度分損益勘定留保資金512,328千円」を「過年度分損益勘定留保資金404,145千円」に改め、資本的収入の予定額の一部を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第1款	資本的収入	470,346千円	108,183千円	578,529千円
第2項	出資金	110,446千円	108,183千円	218,629千円

（他会計からの補助金の補正）

第4条 予算第9条中「補助を受ける金額は、7,696千円」を「補助を受ける金額は、19,147千円」に改める。

令和8年9月3日提出

岩手県久慈市長 中 平 均

水 道 事 業 会 計
補 正 予 算 説 明 書

令和8年度久慈市水道事業会計予算実施計画補正

収益的收入

収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 水 道 事 業 収 益		874,133	11,451	885,584
2 営 業 外 収 益		153,586	11,451	165,037
	2 他 会 計 補 助 金	7,696	11,451	19,147
収 入 合 計		874,133	11,451	885,584

資本的收入

収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 資 本 的 収 入		470,346	108,183	578,529
2 出 資 金		110,446	108,183	218,629
	1 他 会 計 出 資 金	110,446	108,183	218,629
収 入 合 計		470,346	108,183	578,529

(税込み)

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 他 会 計 補 助 金	11,451	○一般会計補助金 11,451

(税込み)

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 他 会 計 出 資 金	108,183	○一般会計出資金 108,183

令和 8 年度久慈市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)
(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円) [税抜き]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 201,392
減価償却費	465,940
固定資産除却費	5,997
引当金の増減額(△は減少)	811
長期前受金戻入額	△ 117,612
受取利息及び受取配当金	△ 2,133
支払利息及び企業債取扱諸費	37,452
未収金の増減額(△は増加)	37,041
貯蔵品の増減額(△は増加)	1,067
未払金の増減額(△は減少)	△ 15,882
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 2,899
小計	208,390
利息及び配当金の受取額	2,133
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 37,452
業務活動によるキャッシュ・フロー	173,071

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 907,364
補償金等による収入	226,590
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 680,774

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	162,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 380,933
他会計からの出資による収入	218,629
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 304

資金増加額（又は減少額）	△ 508,007
資金期首残高	907,669
資金期末残高	399,662

令和8年度久慈市水道事業予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

(単位：千円)[税抜き]

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		149,618	
ロ 建 物	1,004,049		
同減価償却累計額	<u>△ 420,599</u>	583,450	
ハ 構 築 物	14,726,567		
同減価償却累計額	<u>△ 7,183,262</u>	7,543,305	
ニ 機 械 及 び 装 置	4,267,569		
同減価償却累計額	<u>△ 2,993,646</u>	1,273,923	
ホ 車 両 運 搬 具	16,376		
同減価償却累計額	<u>△ 13,159</u>	3,217	
ヘ 工具、器具及び備品	14,543		
同減価償却累計額	<u>△ 13,121</u>	1,422	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>584,317</u>	
有形固定資産合計			10,139,252

(2) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 基 金		<u>95,391</u>	
投資その他の資産合計			<u>95,391</u>

固 定 資 産 合 計 10,234,643

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		399,662	
(2) 未 収 金	11,757		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 4,678</u>	7,079	
(3) 貯 蔵 品		14,389	
(4) そ の 他 流 動 資 産		<u>180</u>	
流動資産合計			<u>421,310</u>
資 産 合 計			<u><u>10,655,953</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債		
(1) 企 業 債	3,328,556	
固 定 負 債 合 計		3,328,556
4 流 動 負 債		
(1) 企 業 債	351,865	
(2) 未 払 金	30,611	
(3) 引 当 金	7,660	
(4) そ の 他 流 動 負 債	18,837	
流 動 負 債 合 計		408,973
5 繰 延 収 益		
長 期 前 受 金	4,844,496	
収 益 化 累 計 額	△ 2,150,568	
繰 延 収 益 合 計		2,693,928
負 債 合 計		6,431,457

資 本 の 部

6 資 本 金		4,246,473
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	9,229	
ロ 工 事 負 担 金	4,238	
ハ その他資本剰余金	769,031	
資 本 剰 余 金 合 計		782,498
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	64,478	
ロ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	868,953	
利 益 剰 余 金 合 計	△ 804,475	
剰 余 金 合 計		△ 21,977
資 本 合 計		4,224,496
負 債 資 本 合 計		10,655,953

議案第 4 号

令和 8 年 度

久慈市下水道事業会計
補 正 予 算

(第 1 号)

令和8年度久慈市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度久慈市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和8年度久慈市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文に「なお、公共下水道事業費用営業費用中雨水処理費 8,000千円の財源に充てるため、企業債 8,000千円を借り入れる。」を加え、収益的収入及び支出の予定額の一部を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第1款	公共下水道事業収益	825,708千円	194,646千円	1,020,354千円
第2項	営業外収益	453,911千円	194,646千円	648,557千円
第2款	漁業集落排水事業収益	158,120千円	41,543千円	199,663千円
第2項	営業外収益	129,980千円	41,543千円	171,523千円
支 出				
第1款	公共下水道事業費用	1,034,941千円	8,000千円	1,042,941千円
第1項	営業費用	938,904千円	8,000千円	946,904千円

（債務負担行為の補正）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり改める。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道事業 汚水処理施設整備事業	令和9年度から 令和10年度まで	千円 424,000

（企業債の補正）

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

補 正 前				
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 下 水 道 事 業	千円 288,100	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
漁業集落排水事業	68,200			
計	356,300			

補 正 後				
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 下 水 道 事 業	千円 296,100	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
漁業集落排水事業	68,200			
計	364,300			

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第10条中「補助を受ける金額は、159,582千円」を「補助を受ける金額は、395,771千円」に改める。

令和8年9月3日提出

岩手県久慈市長 中 平 均

下 水 道 事 業 会 計
補 正 予 算 説 明 書

令和8年度久慈市下水道事業会計予算実施計画補正

収益の収入及び支出

収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 公共下水道事業 収 益		825,708	194,646	1,020,354
2 営業外収 益		453,911	194,646	648,557
	2 他会計補助金	103,749	194,646	298,395
2 漁業集落排水事業 収 益		158,120	41,543	199,663
2 営業外収 益		129,980	41,543	171,523
	1 他会計補助金	55,833	41,543	97,376
収 入 合 計		983,828	236,189	1,220,017

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 公共下水道事業 費 用		1,034,941	8,000	1,042,941
1 営業費 用		938,904	8,000	946,904
	3 雨水処理費	44,789	8,000	52,789
支 出 合 計		1,265,573	8,000	1,273,573

(税込み)

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 他 会 計 補 助 金	194,646	○一般会計補助金 194,646
1 他 会 計 補 助 金	41,543	○一般会計補助金 41,543

(税込み)

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
19 委 託 料	8,000	○委託料 8,000

令和 8 年度久慈市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)
(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円) [税抜き]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 86,744
減価償却費	732,743
固定資産除却費	943
引当金の増減額(△は減少)	1,149
長期前受金戻入額	△ 398,435
受取利息及び受取配当金	△ 1,200
支払利息及び企業債取扱諸費	113,618
未収金の増減額(△は増加)	△ 15,946
未払金の増減額(△は減少)	△ 45,733
小計	300,395
利息及び配当金の受取額	1,200
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 113,618
業務活動によるキャッシュ・フロー	187,977

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 630,127
国庫補助金等による収入	252,487
負担金等による収入	8,497
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 369,143

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	501,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 505,844
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,444

資金増加額（又は減少額）	△ 185,610
資金期首残高	490,214
資金期末残高	304,604

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額	
		期 間	金 額
公 共 下 水 道 事 業 水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給	千円 1,355	令和4年度から 令和7年度まで	千円 139
公 共 下 水 道 事 業 水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給	1,355	令和5年度から 令和7年度まで	195
公 共 下 水 道 事 業 水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給	1,355	令和6年度から 令和7年度まで	150
公 共 下 水 道 事 業 水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給	1,355	令和7年度	44
公 共 下 水 道 事 業 水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給	1,355		
公 共 下 水 道 事 業 水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給	1,056		
漁 業 集 落 排 水 事 業 水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給	528		
久慈浄化センター汚泥運搬処理事業	26,400		
公 共 下 水 道 事 業 汚 水 処 理 施 設 整 備 事 業	424,000		

当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳			
期 間	金 額	下水道 使用料	企業債	国 庫 補助金	その他
	千円	千円	千円	千円	千円
令和８年度	1	1			
令和８年度から 令和９年度まで	28	28			
令和８年度から 令和10年度まで	53	53			
令和８年度から 令和11年度まで	71	71			
令和８年度から 令和12年度まで	56	56			
令和９年度から 令和13年度まで	1,056	1,056			
令和９年度から 令和13年度まで	528	528			
令和９年度	26,400	26,400			
令和９年度から 令和10年度まで	424,000		216,900	207,000	100

令和 8 年度久慈市下水道事業予定貸借対照表
(令和 9 年 3 月 31 日)

(単位：千円) [税抜き]

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		840,343	
ロ 建 物	1,717,234		
同減価償却累計額	<u>△ 382,548</u>	1,334,686	
ハ 構 築 物	17,165,210		
同減価償却累計額	<u>△ 3,409,441</u>	13,755,769	
ニ 機 械 及 び 装 置	4,431,052		
同減価償却累計額	<u>△ 1,581,878</u>	2,849,174	
ホ 車 両 運 搬 具	4,787		
同減価償却累計額	<u>△ 2,607</u>	2,180	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	26,174		
同減価償却累計額	<u>△ 11,196</u>	14,978	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>119,617</u>	
有形固定資産合計		<u>18,916,747</u>	
固 定 資 産 合 計			18,916,747

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		304,604	
(2) 未 収 金	58,557		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 6,286</u>	52,271	
(3) そ の 他 流 動 資 産		<u>180</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>357,055</u>
資 産 合 計			<u><u>19,273,802</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債	7,709,266		
固 定 負 債 合 計			7,709,266
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債	531,207		
(2) 未 払 金	33,160		
(3) 引 当 金	3,159		
(4) そ の 他 流 動 負 債	461		
流 動 負 債 合 計			567,987
5 繰 延 収 益			
長 期 前 受 金	12,378,689		
収 益 化 累 計 額	△ 3,001,457		
繰 延 収 益 合 計			9,377,232
負 債 合 計			17,654,485

資 本 の 部

6 資 本 金			1,136,190
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	15,237		
ロ 負 担 金	5,100		
ハ 補 助 金	436,474		
ニ その他資本剰余金	76,136		
資 本 剰 余 金 合 計		532,947	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	49,820		
利 益 剰 余 金 合 計		△ 49,820	
剰 余 金 合 計			483,127
資 本 合 計			1,619,317
負 債 資 本 合 計			19,273,802

議案第 5 号

印鑑条例の一部を改正する条例

印鑑条例（平成18年久慈市条例第82号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（個人番号カードの印鑑登録証としての利用） 第8条の2 （略） 2 （略） 3 前2項の処理を行う場合において、市長は、<u>個人番号カードに記載されている利用者証明用電子証明書（電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）</u>を利用するものとする。 （多機能端末機における印鑑登録の証明） 第16条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード</u>又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用し、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）を利用して、印鑑登録の証明を申請し、その証明を受けることができる。	（個人番号カードの印鑑登録証としての利用） 第8条の2 （略） 2 （略） 3 前2項の処理を行う場合において、市長は、<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）</u>を利用するものとする。 （多機能端末機における印鑑登録の証明） 第16条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が有効なものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u>を使用し、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）を利用して、印鑑登録の

証明を申請し、その証明を受けることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年9月3日提出

久慈市長 中 平 均

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、多機能端末機における印鑑登録証明書の申請手続きにおいて、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を
利用できるようにし、併せて所要の整備をしようとするものである。

議案第 6 号

復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年久慈市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（課税免除の適用） 第 2 条 復興産業集積区域の区域内において、法第 4 条第 9 項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）</u>第10条第 1 項、第10条の 5 第 1 項、第17条の 2 第 1 項又は第17条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で<u>法第37条第 1 項又は第39条第 1 項に規定する指定事業者に該当するものであって、認定日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に当該指定事業者として指定を受けたものに限る。</u>）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に課すべきこととなる年度以降 5 か年間、その課税を免除する。	（課税免除の適用） 第 2 条 復興産業集積区域の区域内において、法第 4 条第 9 項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日<u>（所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第12号）附則第72条第 1 項又は第80条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第11条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「旧震災特例法」という。）第10条第 1 項又は第17条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合にあっては、令和10年 3 月 31 日）までの間に、旧震災特例法第10条第 1 項、第10条の 5 第 1 項、第17条の 2 第 1 項又は第17条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で<u>所得税法等の一部を改正する法律附則第96条の規定による改正前の法第37条第 1 項又は第39条第 1 項に規定する指定事業者</u>に該当するものであって、認定日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に当該指定事業者として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に課すべきこととなる年度以降 5 か年間、その課税を免除する。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和８年４月１日から適用する。

令和８年９月３日提出

久慈市長 中 平 均

提案理由

課税免除の適用対象となる施設又は設備の新設又は増設の期限の特例を設け、併せて所要の整備をしようとするものである。

議案第 7 号

山形総合支所の移転に伴う関係条例の整備に関する条例

(支所設置条例の一部改正)

第 1 条 支所設置条例（平成18年久慈市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(支所の名称、位置及び所管区域)			(支所の名称、位置及び所管区域)		
第 2 条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第 2 条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
久慈市役所山形総合支所	久慈市山形町川井第 8 地割30番地 1	山形町	久慈市役所山形総合支所	久慈市山形町川井第13地割38番地	山形町
備考 改正部分は、下線の部分である。					

(家畜診療所条例の一部改正)

第 2 条 家畜診療所条例（平成18年久慈市条例第121号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(設置)		(設置)	
第 1 条 畜産経営の安定と農業振興の推進を図るため、家畜診療所を次のとおり設置する。		第 1 条 畜産経営の安定と農業振興の推進を図るため、家畜診療所を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
久慈市家畜診療所	久慈市山形町川井第 8 地割30番地 1	久慈市家畜診療所	久慈市山形町川井第13地割38番地
備考 改正部分は、下線の部分である。			

(山形総合センター条例の廃止)

第 3 条 山形総合センター条例（平成18年久慈市条例第79号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

久慈市長 中 平 均

提案理由

久慈市役所山形総合支所及び久慈市家畜診療所の位置を変更するとともに、併設する山形総合センターを廃止しようとするものである。

議案第 8 号

ふるさと物産センター条例の一部を改正する条例

ふるさと物産センター条例（平成18年久慈市条例第136号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（臨時の休館）</u> 第 5 条 <u>指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館することができる。</u> <u>（開館時間）</u> 第 6 条 センターの開館時間は、<u>午前 8 時から午後 6 時までとする。</u>	<u>（休館日）</u> 第 5 条 <u>センターの休館日は、火曜日とする。</u> <u>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。</u> <u>（開館時間）</u> 第 6 条 センターの開館時間は、<u>次のとおりとする。</u> <u>（1） 4 月から10月まで 午前10時から午後 6 時まで</u> <u>（2） 11月から翌年の 3 月まで 午前10時から午後 5 時まで</u> <u>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を臨時に変更することができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

久慈市長 中 平 均

提案理由

ふるさと物産センターの休館日の設定及び開館時間の変更をしようとするものである。

議案第9号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年久慈市条例第50号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

資器材搬送の用に供するため

2 取得する財産

種 別	名 称	数 量	取得予定価格
備 品	資器材搬送車	1 台	23,650,000円

3 取得の方法

買入れ

令和8年9月3日提出

久慈市長 中 平 均

提案理由

資器材搬送の用に供する備品を買入れしようとするものである。

議案第10号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年久慈市条例第50号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

久慈市立小中学校の学習活動の用に供するため

2 取得する財産

種 別	名 称	数 量	取得予定価格
備 品	学習者用端末	1,957台	139,925,500円

3 取得の方法

買入れ

令和8年9月3日提出

久慈市長 中 平 均

提案理由

久慈市立小中学校の学習活動の用に供する備品を買入れしようとするものである。

報告第 1 号

令和 7 年度久慈市健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、令和 7 年度久慈市健全化判断比率等を、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

久慈市長 中 平 均

令和7年度久慈市健全化判断比率等について

1 健全化判断比率について

単位：％

	令和7年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.07	20.00
連結実質赤字比率	—	18.07	30.00
実質公債費比率	9.9	25.0	35.0
将来負担比率	81.4	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、連結実質赤字額がないことから、「—」と表記している。

(参考)

- 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- 連結実質赤字比率・・・全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
- 実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

2 資金不足比率について

単位：％

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
魚市場事業特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	

※ 資金不足額がないことから、「—」と表記している。

(参考)

- 資金不足比率・・・公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率

令和 7 年度

久慈市健全化判断比率等の審査意見書

久慈市監査委員

監 査 第 42 号

令和8年8月4日

久慈市長 中 平 均 様

久慈市監査委員 田 端 正 治

久慈市監査委員 佐々木 栄 幸

令和7年度久慈市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和7年度久慈市健全化判断比率等を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和 7 年度久慈市健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 8 年 7 月 16 日から令和 8 年 7 月 23 日まで

第 3 審査の方法

- 1 審査に付された健全化判断比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて関係職員から説明を求めるなど、通常必要とされる審査手続によって審査した。

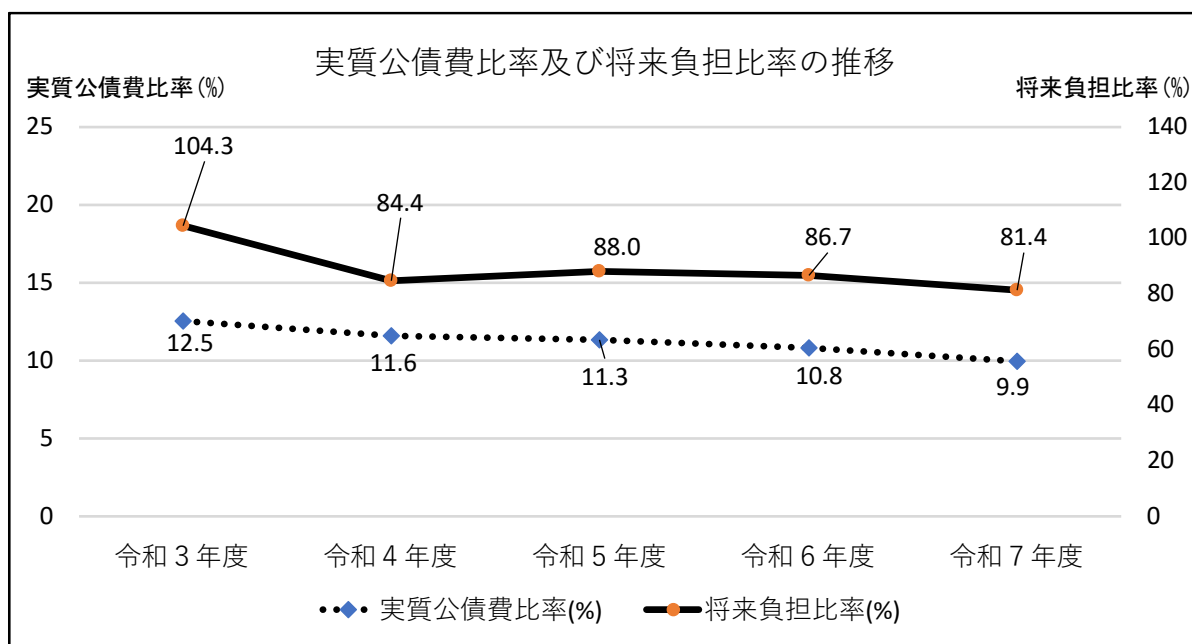
第 4 審査の結果

- 1 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。
- 2 健全化判断比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令 和 7 年度	令 和 6 年度	令 和 5 年度	令 和 4 年度	令 和 3 年度	早期健全 化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	13.07	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	18.07	30.00
実質公債費比率	9.9	10.8	11.3	11.6	12.5	25.0	35.0
将来負担比率	81.4	86.7	88.0	84.4	104.3	350.0	

- (1) 実質赤字比率は、実質赤字額がないことから数値は算定されないものである。
- (2) 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないことから数値は算定されないものである。
- (3) 実質公債費比率は 9.9% で、早期健全化基準の 25.0% を下回っている。
- (4) 将来負担比率は 81.4% で、早期健全化基準の 350.0% を下回っている。



3 財政健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

実質赤字比率 $= \frac{\text{※1 一般会計等の実質赤字額 (-1,135,163 千円)}}{\text{※2 標準財政規模 (11,834,877 千円)}}$ —% (-9.59)

※1 一般会計等とは、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計で、本市の場合は、一般会計となっている。

※2 比率がマイナス値の場合は、実質黒字を示す。

(2) 連結実質赤字比率

公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

すべての会計の赤字と黒字を合算して赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

連結実質赤字比率 $= \frac{\text{連結実質赤字額 (-2,637,492 千円)}}{\text{標準財政規模 (11,834,877 千円)}}$ —% (-22.28)
--

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

実質公債費比率 (7年度) =	①元利償還金	②準元利償還金	③特定財源	④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
	2,287,726千円	+387,315千円	— 64,318千円	— 1,646,794千円
9.46%	⑤標準財政規模	④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		
	11,834,877千円	— 1,646,794千円		
実質公債費比率 (3か年平均) =	令和7年度	令和6年度	令和5年度	
	(9.46	+ 9.44	+ 10.89)	÷ 3
9.9%				

(4) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等（※1）に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

将来負担比率 =	①将来負担額	②充当可能財源等 ※2	
	27,946,350 千円	— 19,645,986 千円	(1,894,294+ 17,751,692)
81.4%	③標準財政規模	④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	
	11,834,877 千円	— 1,646,794 千円	

※1 対象となる出資法人等は、なしとなっている。

※2 充当可能財源等＝(充当可能基金額等＋地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額)

第5 審査意見

本年度決算に基づく財政健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。

実質公債費比率は、令和5年度からの3か年平均では、前年度より0.9ポイント減少し、9.9%となった。将来負担比率は、地方債の現在高の減等により、前年度より5.3ポイント減少し、81.4%となっている。

今回求められた比率は国の早期健全化基準値以下であるが、今後とも健全な財政運営に努められたい。

令和 7 年度久慈市資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 8 年 7 月 16 日から令和 8 年 7 月 23 日まで

第 3 審査の方法

- 1 審査に付された資金不足比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて関係職員から説明を求めるなど、通常必要とされる審査手続によって審査した。

第 4 審査の結果

- 1 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。
- 2 資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令 和 7 年度	令 和 6 年度	令 和 5 年度	令 和 4 年度	令 和 3 年度	経営健全 化 基 準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	—	20.0
魚 市 場 事 業 特 別 会 計	—	—	—	—	—	20.0

水道事業会計、下水道事業会計及び魚市場事業特別会計は、いずれも資金不足額がないことから資金不足比率は算定されないものである。

3 資金不足比率について

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。マイナスは資金不足がないこと、プラスは資金不足があることを示す。

(1) 法適用企業

ア 水道事業会計

資金不足比率	資金不足額	※1	①流動負債	②流動資産
－％	＝	－892,347 千円	(75,584 千円－	967,931 千円)
※2	事業の規模	③営業収益額	④受託工事収益額	
(-136.0%)	655,973 千円	(655,973 千円	－ 0 千円)	

※1 資金の不足額＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

であるが、該当がない項目は省略して記載している。

※2 マイナス値の場合は資金不足比率なしとなる。

イ 下水道事業会計

資金不足比率	資金不足額	①流動負債	②流動資産
－％	＝	－445,358千円	(82,334 千円－ 527,692千円)
(-115.7%)	事業の規模	③営業収益額	④受託工事収益額
	384,678千円	(384,678 千円	－ 0 千円)

(2) 法非適用企業

魚市場事業特別会計

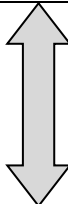
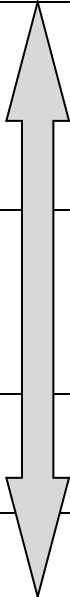
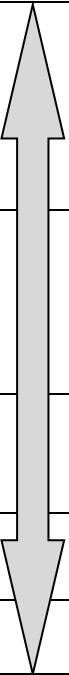
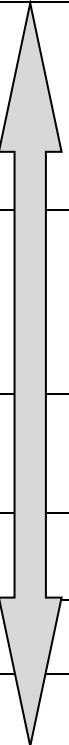
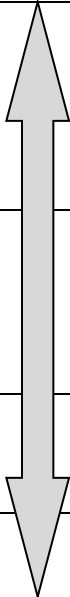
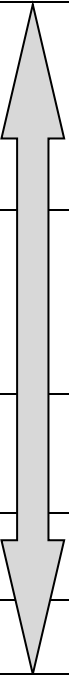
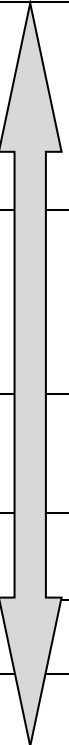
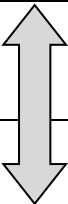
資金不足比率	資金不足額	①歳出	②歳入
－％	＝	0 千円	(15,855 千円－ 15,855 千円)
(0.0%)	事業の規模	③営業収益相当収入額	④受託工事収益相当収入額
	9,418 千円	(9,418 千円	－ 0 千円)

第5 審査意見

本年度決算に基づく資金不足比率は、いずれも経営健全化基準を下回っている。今後においても、資金不足が生じないよう自らの経営等についての的確な現状把握を行い、持続可能で健全な経営に努められたい。

参考資料

それぞれの比率の対象となる会計等は次のとおりである。

区 分		会 計 名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一般会計等	一般会計	一般会計					
	一般会計等に属する特別会計	—					
公営事業会計	公営企業に係る特別会計以外の特別会計						
	公営企業会計	国保特別会計事業勘定 国保特別会計直営診療施設勘定 後期高齢者医療特別会計					
		水道事業会計 下水道事業会計					
	法非適用企業	魚市場事業特別会計					
一部事務組合・広域連合等 ※1							
地方公社、第三セクター等 ※2							

※1 関係する一部事務組合等

久慈広域連合

※2 関係する第三セクター等

算定対象となる法人はない

報告第2号

学校給食配送中の自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告 について

学校給食配送中の自動車事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和8年8月7日

2 損害賠償及び和解の相手方

住所 久慈市小久慈町第8地割24番地1

氏名 有限会社 光衛生社

代表取締役 瀬 野 彩

3 損害賠償の額 164,362円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和8年7月22日午前10時58分頃、久慈市山形町川井地内の山形小学校敷地内において、市が保有する学校給食車が給食を配送中、方向転換のため後進した際に、隣に駐車していた相手方の保有する車両の後部左側角へ衝突し、損傷させたものである。

令和8年9月3日提出

久慈市長 中 平 均

報告第3号

職員による草刈り作業中の車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決 処分の報告について

職員による草刈り作業中の車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和8年6月26日

2 損害賠償及び和解の相手方

住所 久慈市山形町日野沢第4地割46番地2

氏名 小平澤 博文

3 損害賠償の額 57,310円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和8年6月2日午前8時30分頃、旧山形地区学校給食センター敷地内において、草刈り作業を行っていた際に発生した飛び石が、付近に駐車していた相手方の保有する車両の運転席ドアガラスに接触し、損傷させたものである。

令和8年9月3日提出

久慈市長 中 平 均